

広島県における水道事業の統合に関する基本協定

広島県、竹原市、三原市、府中市、三次市、庄原市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、熊野町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町（以下「構成団体」という。）は、水道事業の統合について、次のとおり基本協定を締結する。

（統合の目的）

第1条 健全な経営基盤を確立し、地方公共団体の責務として、将来にわたり、安全・安心な水を適切な料金で安定供給できる水道システムを構築することを統合の目的とする。

（定義）

第2条 この基本協定において、統合する水道事業とは、構成団体が経営する事業のうち、次の各号に掲げる事業をいう。

- (1) 水道法第3条第2項に規定する水道事業
- (2) 水道法第3条第3項に規定する簡易水道事業
- (3) 水道法第3条第4項に規定する水道用水供給事業
- (4) 工業用水道事業法第2条第4項に規定する工業用水道事業

（統合の時期）

第3条 水道事業の統合の時期は、令和5年4月1日を目途とする。

（統合の方法）

第4条 水道事業の統合の方法は、現行の事業ごとに経理を区分し別料金とする経営統合によるものとする。

（経営の主体）

第5条 経営の主体は、地方公営企業法第39条の2の規定による企業団又は広域連合企業団（以下「企業団」という。）とする。

（運営体制）

第6条 事業開始時の運営体制は、地方自治法第292条において準用する同法第252条の17第1項の規定により、構成団体が企業団へ職員を派遣することで、これを維持する。

（資産等）

第7条 構成団体が水道事業の用に供している資産、負債及び資本は、企業団に無償で引き継ぐものとする。

2 剰余金等の資金は、現行の事業ごとに区分管理し、他事業に流用しないものとする。ただし、貸付の場合は、この限りでない。

(準備協議会)

第8条 構成団体は、水道事業の統合に向けた検討及び準備を円滑に行うため、令和3年4月を目途に、構成団体の各首長を構成員とする企業団の設立を検討及び準備するための協議会（以下「準備協議会」という。）を設置する。

2 準備協議会の会議は、原則として、公開により行うものとする。

3 準備協議会の事務局は、広島県企業局内に設置する。

4 構成団体は、準備協議会の運営に必要な経費を負担するものとする。

5 構成団体は、統合への参画が困難と判断した場合は、準備協議会を脱退することができる。

6 構成団体は、前項の規定により準備協議会を脱退する場合は、原則として、準備協議会で負担した経費については、返還請求できないものとする。

(統合の事業計画)

第9条 統合の事業計画は、準備協議会において、広島県水道広域連携推進方針及び本協定に基づき、別紙記載の調整事項について検討を行い、策定するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、構成団体が協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書16通を作成し、各自1通を保有する。

令和3年4月26日

広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

竹原市

代表者 竹原市長 今 榮 敏 彦

三原市

代表者 三原市長 岡 田 吉 弘

府中市
代表者 府中市長 小 野 申 人

三次市
代表者 三次市長 福 岡 誠 志

庄原市
代表者 庄原市長 木 山 耕 三

東広島市
代表者 東広島市長 高 垣 廣 徳

廿日市市
代表者 廿日市市長 松 本 太 郎

安芸高田市
代表者 安芸高田市長 石 丸 伸 二

江田島市
代表者 江田島市長 明 岳 周 作

熊野町

代表者 熊野町長 三 村 裕 史

安芸太田町

代表者 安芸太田町長 橋 本 博 明

北広島町

代表者 北広島町長 箕 野 博 司

大崎上島町

代表者 大崎上島町長 高 田 幸 典

世羅町

代表者 世羅町長 奥 田 正 和

神石高原町

代表者 神石高原町長 入 江 嘉 則

広島県における水道事業の統合に関する調整事項

区 分		調整事項
組織・職員	組織	・運営組織，執行機関，事務局，議会，監査委員，苦情処理，附属機関
	職員	・職員定数，職員の身分，給与，退職手当，勤務条件，社会保険，福利厚生
業務運営	企画総務業務	・条例・規程，文書事務，任用，人事評価，職員研修，公務災害補償，安全衛生，労使協定，予算・決算，収入・支出，出納取扱金融機関，収納取扱金融機関，入札・契約（物品，役務），庁舎等の使用，物品管理，貯蔵品管理，固定資産管理，経営計画，水道統計，決算統計，事業年報，広報，情報公開，個人情報保護，内部統制
	営業業務	・窓口，給水受付，検針，調定，収納，滞納整理，水道料金
	給水装置業務	・窓口，構造・材質の基準，給水装置工事，加入負担金，設計審査手数料，工事検査手数料，指定給水装置工事事業者の指定，水道メーター管理
	運転監視・保全業務	・取水施設，浄水施設，送配水施設，管路
	水質検査業務	・水質検査，水安全計画，水質検査計画
	危機管理	・防災計画，事故マニュアル，業務継続計画，緊急時応援協定，応急資機材
	情報システム	・セキュリティポリシー，ネットワーク，PC端末，グループウェア，ホームページ，各種システム
施設整備		・工事管理，入札・契約（測量設計，工事），アセットマネジメント，施設の再編整備，水道未普及地域の整備
財政運営	財政方針	・会計，財政規律，国交付金，一般会計繰入金
	受水費	・受水費の取扱い
	資産等	・資産等の取扱い
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・簡易水道事業・公営小規模水道（給水人口100人以下）・下水道事業の取扱い ・DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進 ・準備協議会設置後の参画希望市町に対する参画に必要な条件

※ 上記のほか，必要な調整事項について検討を行う。